

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市志摩B&G海洋センター	所在地	三重県志摩市志摩町布施田1101
指定管理者名	特定非営利活動法人 志摩スポーツクラブ	指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1)海洋センターの利用許可に関する業務 (2)海洋センターの利用に係わる料金の徴収に関する業務 (3)海洋センターの施設及び設備維持に関する業務 (4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が海洋センターの管理上必要があると認める業務		
施設概要	①アリーナ棟:アリーナ・トレーニングルーム(武道館)ミーティング、ルーム、事務所、トイレ、更衣室、シャワー室、倉庫、②プール棟:一般プール(25m×13m)1面6コース・幼児用プール(10m×6m)1面③駐車場:普通車60台④付属建物:車庫1棟、倉庫1棟(共用)		
職員体制	正規職員3名、臨時職員5名、夏季プール開放時パート職員(7月、8月)6名		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位:円)		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)		
事業収支	収入	指定管理料	18,777,000	18,777,000	18,777,000		
		利用料金	905,300	844,550	904,600	60,050	
		その他	164,440	156,503	166,588	10,085	
		前期繰越	306,779	686,754	444,236	-242,518	
		計(a)	20,153,519	20,464,807	20,292,424	-172,383	
	支出	事業費		18,610,924	19,168,833	18,962,161	-206,672
			人件費	12,779,695	12,668,106	12,601,890	-66,216
			その他	5,831,229	6,500,727	6,360,271	-140,456
		管理費		855,841	851,738	865,643	13,905
			人件費	340,000	340,000	340,000	
その他	515,841	511,738	525,643	13,905			
計(b)	19,466,765	20,020,571	19,827,804	-192,767			
収支差引額(a-b)		686,754	444,236	464,620	20,384		

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	<収入の部>利用料金:平成29年度の大規模修繕の完成により、利用者の増員及びアリーナの団体貸切が増加した。 その他:自販機の売上増による手数料の増加。 <支出の部>人件費については、職員体制・勤務体制等に変更はなかったが個々の勤務日数の減少や正規職員の補充勤務が多かった。
----------------------------------	--

3 総合評価

指定管理者	市
<p>指定管理も2期6年目となり、利用者からは概ね好評をいただいている中で施設の維持管理や会計処理を適切に行いつつ、サービスについても一定の質のものを提供できているという部分があり、定期的に基本に立ち返り協定書を再確認していくべきだと実感しました。</p> <p>緊急時のマニュアル作成や従業員訓練実施については、度々従業員間でその必要性和緊急性が話題に上がるものの十分に準備できているとは言えないのが現状です。</p> <p>苦情解決体制は、やはり最も重要であり最も難しく、マニュアル準備の必要性を感じました。修繕業務については、内容の記録への認識が甘く、不十分であったため、記録文書を整備したいと考えます。</p>	<p>施設窓口にて施設利用者から良い評価を口頭でいただいておりますので、引き続き利用者数の増加に努めていただきたいと思います。施設の管理運営や会計処理等は適切に管理されているので、継続した運営をお願いしたい。</p> <p>施設運営については、救命講習等の対応は継続、併せて緊急対応マニュアルの整備がされていても、緊急時対応や従業員訓練などを日頃から気づく点などをリストアップし、利用者や施設スタッフが避難できる仕組みづくりをお願いしたい。</p> <p>苦情処理体制については、スタッフ研修などの取組もできると良い。</p> <p>施設修繕等は記録整備をデータ化し、劣化状況を把握して改修できるようにつなげてもらいたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して市教育と調整をして管理を実施した。	A	施設の設置目的や基本方針は理解して運営されている。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である住民のスポーツを通じての体力向上及び心身の健全な発達に資することができた。	A	スポーツを通じた住民の体力向上及び心身の健全な発達に寄与しており、目的を達成している。
	③運営状況	A	事業計画書とおりの施設の供用日数・共用時間は守られた。	A	供用日数、供用時間を守り、適正な管理運営が成されていた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	センターインストラクターの資格を持つ常勤社員を配置し、B&G財団との連携を図った。その他の正規職員、臨時職員も適正に配置し勤務実績も問題なかった。	A	職員の配置は適正であるが、勤務実績については、申し少しマネジメントすると尚良い。
	⑤意思疎通	A	市教委スポーツ課の担当者とは定期的に連絡・報告・相談を遅滞なく行った。	A	定期・及び随時と相談や報告を遅滞なくもらっており、十分な連絡調整が取れていた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	各種点検記録・整備・修繕・故障等については施設の全てが経年劣化により、予算の範囲内で修繕等を行った。	B	予算内での修繕になるので、今後は点検・修繕記録等の履歴整備がされて順次対応するようお願いしたい。
	⑦使用許可等	A	管理運営協定書の定めるところにより適正に事務処理を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	管理運営協定書の定めるところにより適正に事務処理を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑨個人情報	A	管理運営協定書の定めるところにより適正に事務処理を行った。	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正に取り扱われていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する地方自治法、スポーツ基本法を理解し、遵守した。	A	法令違反なく運営されていた。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	常に利用者のニーズを把握してコミュニケーションを図りながら施設運営を行った。	A	利用者のニーズを把握する取組がなされている。今後の年齢層に合わせてSNSの活用も取り組んでいた。
	②利用者の平等な利用	A	正規職員・臨時職員の4名で昼間は常時2名勤務とし、夜間は臨時職員2名が交代で1名勤務シフトを連絡調整して利用者のサービスに努めた。	A	職員間の情報共有されており、サービス水準の確保に努められていた。
	③適切な情報提供	A	施設利用は館内スケジュール表と事務局の元帳により、貸切・予約・クラブ教室の開閉講を常にチェックをし確認体制を取った。	A	広報やHPにより、会員への周知が図るなど、今後は、住民への周知としてSNS等も考えていただきたい。
	④非常時・緊急時の対応	B	津波・地震等災害時の対応マニュアルを作成。各教室の指導者・プールの監視員を含む職員・役員でAED講習を実施した。	A	緊急時のマニュアル整備がされており、AED講習なども実施されている。
	⑤苦情解決体制及び対応	B	職員への対応等による利用者からの苦情は殆どなかった。経年劣化による各修繕について予算の減額とリスク負担による遅れに対し、苦情が多く寄せられ対応に苦慮した。	B	苦情への対応や意見への迅速な対応を心掛けていただきたい。
	⑥自主事業	A	クラブの年間15教室・短期のスイング教室・2講座を開講。400名余りの会員が活動を続けている。各競技大会・ウォーキング ジョギング大会には多くの一般の方々の参加があり好評を得た。	A	各種イベントや大会、講習会等積極的に開催されている。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	理事会は毎月開催されるので各事業の実施前後に確認・調整・見直しを常時行っている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	日常的に施設・設備等は点検しており、管理は適切であった。しかし、経年劣化により不良、事故等が起きる事に注意が必要である。	A	施設設備の点検管理は適宜しており、適正な管理がされている。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳が整備され、適切に管理されている。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	備品等の整理整頓がなされている。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	管理運営協定書で定められた額未満の修繕業務は全体の予算を調整しながら速やかに実施した。事業については遅滞なく所管課に連絡し調整を行った。	A	軽微な修繕については、迅速対応されていた。
	⑤清掃業務	A	営業日には必ず掃除を実施しており、常時清潔な状態を保つよう努めている。	A	毎日清掃を実施し、適宜処理されている。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理及び防犯に対する対策・対応は適切だったか。	A	防犯体制は、防犯カメラも設置されるなど対応できている。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、会計関係書類も適切に保管している。会計処理は事務担当者が行い、毎月の会計監査については税理士に委託している。	A	毎月税理士が監査しており、適正に取扱いされている。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	公租公課に滞納・遅延なく適正納付されている。
	③適正な収支状況にあるか	A	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。